

## 6章

## 重点整備地区における現地点検調査の結果

### 1. 現地点検調査（タウンウォッチング及びワークショップ）の概要

#### （1）現地点検調査の概要

タウンウォッチングでは、高齢者や障害者をはじめ子連れの親御さんなど、日常生活においてバリア（障壁）を感じている人々の参加により、町の施設や、鉄道駅及びこれらを結ぶ道路等でバリアとなっている場所はどこなのか、実際にまちを歩いて点検を行いました。また、タウンウォッチングで見つけた問題点については、ワークショップ形式による意見交換会を実施し、バリアフリー上の課題や整備要望について、班に分かれて意見を出し合い、問題点の共有を行いました。

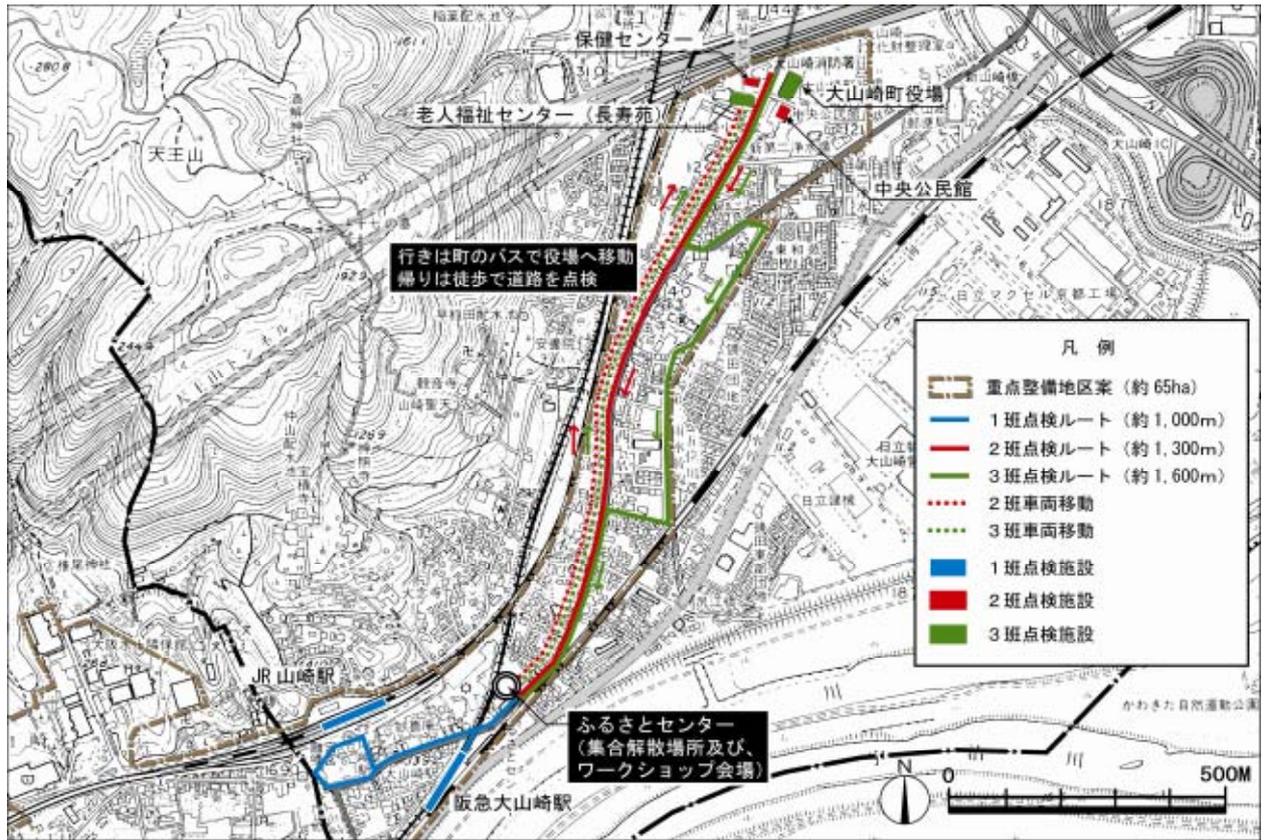
#### 調査概要

調査日時	平成 19 年 12 月 20 日（木） 13：00～15：30 タウンウォッチング（現地点検調査） 15：30～17：00 ワークショップ（意見交換会）
調査対象	大山崎町役場、中央公民館、保健センター、老人福祉センター 阪急大山崎駅、JR 山崎駅及び周辺道路
ワークショップ会場	大山崎ふるさとセンター
参加者	40 名
高齢者及び障害者等	高齢者：4 名 障害者（児）親：3 名 障害者：10 名 子育て親：2 名
その他	協議会委員：15 名 関係者：6 名（施設設置管理者又は介助者）

#### タイムスケジュール

時間	内容
13：00	ふるさとセンター集合
13：05	事前説明（タウンウォッチングにおける注意事項）
13：15	3 班にてタウンウォッチングの開始
15：00	各班にてワークショップの開始
16：15	タウンウォッチングとワークショップの結果の発表

# 調査ルート図



1 班ワークショップ風景



2 班ワークショップ風景



3 班ワークショップ風景

## 2.生活関連施設における現地点検調査の結果

### (1) 阪急大山崎駅

項目	意見
移動経路	<p>改札からホームまで、車いすが利用できるエレベーターを設置してほしい。</p> <p>階段の段数が多いので、エレベーターかエスカレーターを設置してほしい。</p> <p>階段が急で長くて怖い。</p> <p>改札外の食堂付近で歩きづらい。</p> <p>改札口を出てからJR駅方面へ行くためのスロープがない。</p> <p>ホーム上にある金属のつなぎ目が危険である。</p> <p>電車とホームの間隔が広がっている。</p>
トイレ	<p>車いす使用者用便房が設置されている。</p> <p>車いす使用者用便房は設置されているが、便房内の幅が狭い。</p> <p>介護用ベッドが設置されているとよい。</p> <p>手すりと便座が少し高い。</p>
情報案内設備 / 視覚障害者誘導用ブロック	<p>視覚障害者誘導用ブロックの種類が統一されていない。</p> <p>改札口から道路につながる部分への視覚障害者誘導用ブロックが連続していない。</p> <p>電光掲示板の表示が見えにくい。</p>
券売機	<p>ボタンの中には車いすでは、上方にあるボタンで手の届かない位置にある。</p> <p>券売機の下に蹴込みがない。</p> <p>券売機では一人で切符を購入できない。</p>
その他	<p>待合室の段差が大きく狭いため車いすは利用できない。</p> <p>待合室の出入口は、ホームと水平方向に設置されている方がよい。</p> <p>大山崎駅への直通の電話はなく、外部から掛けた電話は高槻駅にしか通じない。</p> <p>ホーム上のゴミ箱は高くて利用できない。</p> <p>ホームにある公衆電話はもう少し低い方が利用しやすい。</p>

は良かったところ、 は問題点及び改善要望

( 2 ) J R 山崎駅

項目	意見
移動経路	<p>改札からホームへの高低差が大きく、車いすでは移動できない。</p> <p>トイレまでの通路で、溝になっている部分のくぼみが段差となっており通行に支障がある。</p> 
トイレ	<p>車いすの利用できるトイレが設置されていない。</p> <p>洋式トイレが設置されていない。</p> <p>トイレ入口付近に段差がある。</p> 
情報案内設備 / 視覚障害者誘導用ブロック	<p>電車の到着や通過等の情報提供が、音声と電光掲示板の両方で行われていた。</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックの種類が統一されていない。</p> 
券売機	<p>券売機と運賃表はどちらも高い位置にあるため利用しづらい。</p> 
その他	<p>ホームには非常停止ボタンが設置されている。</p> <p>ホームは比較的広くて歩きやすい。</p> <p>ゴミ箱の高さは利用しやすい。</p> <p>ホーム下に転落した場合、避難する場所がない。</p> <p>待合室への入口は段差があるため、電動車いすでは入りにくい。</p> 

は良かったところ、 は問題点及び改善要望

(3) 大山崎町役場

項目	意見
廊下・屋外 通路等	<p>役場裏の駐車場から裏出入口に向かう途中にあるグレーチングは目地が大きく、車いすの車輪や杖がはまる。</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックの色が床面と同系色であるため、弱視の方などには識別しにくい色となっているのではないか。</p> <p>役場正面の駐車場に使用されている舗装材は、雨天時に滑りやすい舗装材である。</p> <p>トイレへと続く視覚障害者誘導用ブロックがない。</p>
垂直移動 (階段/スロープ/エレベーター)	<p>正面玄関へのスロープは勾配が急で、車いすを押すのに大変である。</p> <p>階段の上端には点状ブロックが敷設されているが、スロープの上端には敷設されていない。</p>
トイレ	<p>多機能トイレは広くて使い勝手が良さそうである。</p> <p>オストメイトに対応した多機能トイレとなっていない。</p>
標識・案内 設備	<p>役場前の告示板に視覚障害者用の音響案内設備が設置されているが作動していない。</p> <p>役場正面にある車いす使用者用駐車施設は、「身体障害者専用」と表記されている。けがや高齢などにより車いすを使用している人もいるため、表記を変更する必要がある。</p>
その他	<p>役場待合室付近の照明をもう少し明るくして欲しい。</p> <p>駐車場、駐輪場とも狭くて滑りやすい。</p> <p>手すりやローカウンター、点字案内標識などが設置されており、ある程度のバリアフリー化がなされている。</p>

は良かったところ、 は問題点及び改善要望

(4) 大山崎町立中央公民館

項目	意見
廊下・屋外 通路等	<p>旧館入口の玄関扉が重くて車いす使用者には開閉できない。軽く開閉できるドアか、自動ドアであればよい。</p> <p>旧館廊下とホール前のロビーの間に仕切りのガラスがあるが、透明なので気づきにくい。</p> <p>中央公民館と役場の間にあるグレーチングの目があらい。</p>
垂直移動 (階段/スロープ/エレベーター)	<p>入口玄関正面には段差がある。</p> <p>旧館と新館を結ぶスロープでは、足が不自由な人などにとっては、急である。また、雨天時には滑りやすい。</p> <p>スロープには手すりを設置してはどうか。</p> <p>新館には2階へ上がるエレベーターが設置されていない。</p>
トイレ	<p>旧館には多機能トイレが設置されていない。</p> <p>旧館トイレでは、子ども用の小便器が設置されていない。</p> <p>新館には多機能トイレが設置されているが、車いす使用者には狭く利用しづらい。</p> <p>多機能トイレは、オストメイト対応とはなっていない。</p> <p>多機能トイレでは、手すりが設置されているが、固定されているため介護の支障となる。</p> <p>多機能トイレの戸が重く、開けにくい。また、中の様子がわかりにくい。</p> <p>トイレの便房扉の内側に荷物等を掛けるフックがない。</p>
標識・案内 設備	<p>旧館にある、触知図には音響装置が付属しているが、作動していなかった。</p>
その他	<p>掃除が行き届いており、気持ちよく施設が使える。</p>



車いす使用者用便房(新館)



男子トイレ(旧館)

は良かったところ、 は問題点及び改善要望

(4) 大山崎町立老人福祉センター長寿苑

項目	意見	
廊下・屋外 通路等	敷地内には、雨天時に水たまりのできる場所があるため、車いすの人には利用しづらい。 玄関付近などに点状ブロックが設置されていない。	
垂直移動 (階段/スロープ/エレベーター)	ロビーから居室(大広間)への間に段差があり、段差に出っ張りがあるためつまずいてしまう。 玄関入口にはスロープがない(スロープはあるが持ち運び式となっている。)	
トイレ	浴場には車いす使用者が利用できるトイレが設置されている。 トイレ入口には段差があるうえ、便房が狭いため車いすでは利用できない。 手すりを設置する必要がある。	
標識・案内 設備	トイレの便房の扉に和式、洋式の区別を表示していないため、貼った方がよい。	
その他	ロビーには、いすが多くあり容易に休憩できる。 アットホームな感じのする施設となっており、人との交流の面からはよい。 和室が多いため、足腰の弱い人にとっては利用しづらい。将来的には和室より洋室の利用が好まれるのではないか。 ステージへ上るには段差があるため、足腰の弱い人にとっては利用しづらい。	

は良かったところ、 は問題点及び改善要望

( 5 ) 大山崎町保健センター

項目	意見	
廊下・屋外 通路等	<p>玄関口へ続く通路の道路側に段差がある。 手すりの前に長いすが連続して置かれており、壁に設置されている手すりが使用できない。 手すりの素材が木製であるため滑りやすいのではないか。滑りにくくやわらかい素材にした方がよい。</p>	
垂直移動 (階段/スロープ/エレベーター)	<p>エレベーターが設置されておらず、車いすの利用者は2階を利用できない。</p>	
トイレ	<p>女子トイレには、子ども用の洗面台はあるが、小児用便器が設置されていない。 足腰の弱い人が増えてきているので、洋式便座にした方がよいのではないか。 トイレの個室には、ベビーチェアがあると便利である。 男子トイレは狭くて使いにくい。 ベビーベッドや介護用ベッドがなく多機能トイレとなっていない。 男女トイレともに、トイレの個室扉の内側には、衣類等を掛けるフックがない。 トイレの洗面台の蛇口は自動化したほうがよい。</p>	 
標識・案内 設備	<p>玄関出入口の天井には、音響装置が設置されているが、作動していない。 駐車場から玄関へ上がるスロープが設置されているが、気づかない人が多い。 点字案内板が設置されているが、コートハンガーの陰に隠れており利用できない。</p>	
その他	<p>清掃が行き届いており、安心して利用できる。 玄関出入口に置いてあるいすは低いため、手すりがあれば立ち上がりやすい。 玄関で靴のはき替えが不便である。 車いすが施設内を利用するには、入る前に車輪を拭くなどする必要があり、不便である。</p>	

は良かったところ、 は問題点及び改善要望

### 3.生活関連経路における現地点検調査の結果

#### (1) 府道西京高槻線（離宮八幡宮前 ふるさとセンター）

項目	意見	
歩道幅員	<p>一部で歩道の幅員が非常に狭くなっており、車いすは通行できないため、車道を通らなければならない。阪急大山崎駅からJR山崎駅の区間では、全体的に歩道が狭小である。</p>	
勾配及び段差	<p>理髪店前の歩道の勾配がきつい。 交差点部には段差が多く通行しづらい。 歩道では車両が出入りする部分などで勾配が大きく、車いすでは通行できない。 全体的に歩道がデコボコしているうえ、勾配が大きくて歩きづらい。 離宮八幡宮入口前の勾配が大きく危険である。</p>	
舗装	<p>歩道の舗装がはがれていて、凹凸になっているため歩きづらく、車いすも通りづらい。 舗装材の目地が広く車いすがガタガタする。 離宮八幡宮前の出入口の歩道は、雨天時にすべりやすい。</p>	
障害物等	<p>阪急大山崎駅からJR山崎駅までの区間では、歩道が狭いうえ電柱が多く通りづらい。 飲食店の駐車場から、駐車車両の一部が歩道に出ており通りづらい。 電柱のケーブルが歩行経路上にあって邪魔になっている。 バス停の標識柱が障害となって、車いすが通行しづらくなっている。</p>	
その他	<p>道路南側の民地と道路の間にある段差が怖い。 駐停車中のトラックのサイドミラーが折りたたまれていないと、目線の高さで危険である。 歩道と沿道の店舗入口との間に段差があり、車いすでは利用できない。 目のあらいグレーチングがあり、白杖などがひっかかる。</p>	

は良かったところ、 は問題点及び改善要望

( 2 ) 府道西京高槻線・府道大山崎大枝線 (ふるさとセンター 町役場前)

項目	意見
歩道幅員	<p>歩道の幅が非常に狭いところがあり、歩きにくい。車道の幅を狭くするなどして、車いすも通行できる歩道にしてほしい。</p> <p>歩道幅が 50cm 程度となっており、非常に歩きにくい区間がある。</p>
勾配及び段差	<p>阪急高架下の歩道は車道面と同じ高さとなっており非常に歩きやすい。</p> <p>車両乗入れ部では、車道側に大きな勾配が生じているため、車いすは車道へ出てしまいそうになる。</p> <p>歩道と車道を同じ高さにして、段差や勾配の少ない歩道にして欲しい。</p> <p>歩道に大きな段差が生じているところがあるため、改良が必要である。</p> <p>勾配が大きくベビーカーを押して歩くと非常に危険で疲れる。</p> <p>歩道の波打ちが激しく連続しているため、歩きづらい。</p>
舗装	<p>ふるさとセンター付近の歩道は、滑りにくい舗装となっているほか、縁石に反射板が貼ってあるなど工夫されている。</p> <p>役場付近の舗装はインターロッキング舗装となっており、車いすにはやや通りづらい。</p>
障害物等	<p>車両が歩道に乗り上げて駐車したり、店舗の駐車場から歩道に出て駐車したりしている。</p> <p>生け垣などが手入れされていないと、歩行者の障害になる。</p>
その他	<p>役場周辺の歩道以外は、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。</p> <p>設置されている線状ブロックは、排水ますを避けるため、90 度に折れ曲がっている。</p> <p>歩道の脇にある宅地の側溝にはふたがされていないため、足を踏み外しそうになる。ふたなどをすべき。</p> <p>バス停は視覚障害者誘導用ブロックとベンチが欲しい。</p> <p>バス車両には車いすのまま乗降することができない。</p> <p>グレーチングの目のあらいところでは、以前、転倒したことがあるので危険である。</p> <p>信号機の設置されている交差点では、音響式信号機となっていない。</p>

( 3 ) 町道大山崎円明寺線 ( 府道西京高槻線 JR 駅前広場周辺 )

項目	意見	
勾配及び 段差	西国街道から、JRの駅に上る坂が急である。	
舗装	駅前のタイル舗装は平らで車いすが利用しやすい。	
その他	<p>目のあらいグレーチングが道路を横断しており、視覚障害者や杖の利用者にとって危険である。</p> <p>雨天時にはバス停に上屋が設置されていないため、車いす利用者には利用しづらい。</p> <p>バスの便数が少ない。</p>	

は良かったところ、 は問題点及び改善要望

### 3. 準生活関連経路

(1) 府道下植野大山崎線・町道大山崎線第11号、28号、52号線

項目	意見	
歩道幅員	<p>河川側に設置されている転落防止柵は柵を歩道の外側に設置しており、歩行者の支障とならないよう配慮されている。</p> <p>ガードレールが歩行スペースを狭めているため、歩行スペースの確保をする必要がある。</p>	
勾配及び段差	<p>家の出入口や道路の交差点などで歩道の勾配が大きくなっており、歩きにくい。</p>	
舗装	<p>東和苑付近の歩道では、アスファルト舗装がひび割れており、路面に凹凸が生じている。</p>	
障害物等	<p>カーブミラーや標識柱の設置位置がそれぞれ異なっているため、片側に寄せるなど統一してほしい。</p> <p>民家の駐車場の門扉が開いたままで歩道に広がっており、通行上の支障となっている。</p>	
その他	<p>保育所前の道路では、道路が曲がっており、歩行者が見えにくいため危険である。</p> <p>保育所前の横断歩道上にあるグレーチングは、目のあいものとなっており危険である。</p> <p>府道の歩道から町道の歩道へ渡る場所で、横断歩道が設置されていない。</p>	

は良かったところ、 は問題点及び改善要望

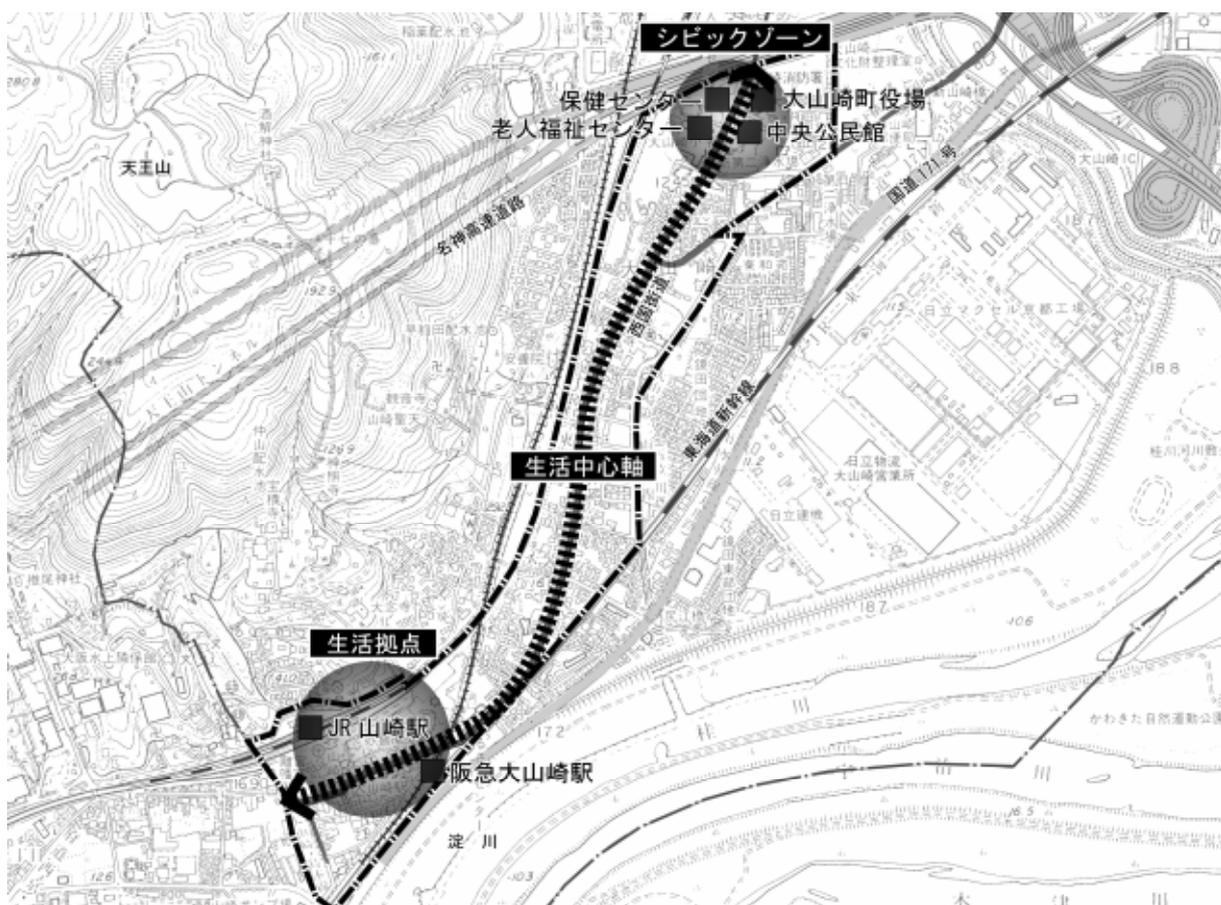
## 7章 重点整備地区の概要と基本目標

### 1. 大山崎町重点整備地区の概要

大山崎町重点整備地区は、天王山と淀川に挟まれた平野に鉄道及び道路が収束している地区で、地区の南側に鉄道駅を中心とした「生活拠点」、地区の北側に役場や中央公民館等の官公署を中心とした「シビックゾーン」が位置しています。生活拠点においては、阪急大山崎駅とJR山崎駅による生活関連施設が立地しており、二駅間の距離は約250mであることから、鉄道駅の乗換え利用客による移動が多数みられます。一方、シビックゾーンにおいては、役場や中央公民館、老人福祉センター、保健センターが生活関連施設として立地し、不特定多数の町民が利用する地区となっています。また、これらの拠点とゾーンを「生活中心軸」である西国街道が貫き結ばれており、互いの施設を徒歩で利用することも見込まれます。

また、バス路線においては、阪急バスが西国街道を運行していますが、便数が少なく低床バスは導入されていない状況です。

【大山崎町重点整備地区の概況】



## 2. 大山崎町重点整備地区の基本目標

本地区は、北側のシビックゾーンに官公庁施設が集積しており、このゾーン内におけるバリアフリー化を重点的に推進することで、高齢者、障害者等による施設の利用が促進されと考えられます。このことにより、社会活動への参加の機会が拡大し「いきいきした暮らし」の実現へとつなげていきます。また、生活拠点における駅舎のバリアフリー化を促進することにより、町外からの来訪者の増大や町民の町外へのアクセス性向上による、交流機会の拡大を図り、ノーマライゼーションの理念を実現する整備を目指します。

### - 基本目標 -

シビックゾーンと生活拠点におけるバリアフリー化の重点的な推進による  
交流機会の促進  
駅及び駅周辺における生活拠点としてのバリアフリー化の促進  
シビックゾーンと生活拠点を結ぶ経路のバリアフリー化の促進

## 3. 大山崎町重点整備地区の整備目標年次

### - 整備目標の期間 -

短期：2008年（平成20年）～2010年（平成22年）  
中期：2011年（平成23年）～2016年（平成28年）  
長期：2017年（平成29年）以降

## 8章 重点整備地区で実施する事業の整備方針と整備目標

### 1. 公共交通のバリアフリー化に関する整備方針と整備目標

#### 阪急大山崎駅

##### (1) 基本的な考え方

本駅のバリアフリーに関する整備では、公共交通移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインへの適合に可能な限り努めます。移動等円滑化された経路の確保には、道路と接する出入口から改札、多機能トイレ及び車両の乗降口までの間に、高齢者、障害者をはじめあらゆる人が、安全かつ円滑に移動できる経路を設けます。また、駅に備えられる設備等については、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

##### (2) 整備方針

###### 移動経路

改札口からホームへはエレベーターにより移動できるようバリアフリー化を図ります。エレベーターは、主要な動線上にあって利用者がわかりやすい位置に設置するものとし、やむを得ず、主要な動線から外れた位置に設置する場合は、案内サイン等により適切な誘導を図ります。また、スルー型エレベーターが設置できない場合には、エレベーター乗降口のロビーに、車いす使用者が転回できる幅を設けます。視覚障害者が利用する施設間は、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、わかりやすい移動環境を整備します。ホームでは、内方線ブロックを設置します。

###### 設備

多機能トイレは、車いす使用者をはじめ、オストメイトの人も円滑に利用できるものとし、異性介護に配慮した多機能トイレを設置します。エレベーターでは、音声により行き先を案内するほか、適切な位置に点字案内板を配置します。また、車いす使用者も使用できる位置に操作ボタンを配置します。ホーム待合室は、ホームの幅員を考慮した上で、施設更新時期に合わせて段差がなく車いす待機スペースの確保されたものを設置します。可変式情報表示装置は、遅延情報等の緊急時における文字情報を表示できるものを設置します。駅構内の設備配置を示した触知図を、改札口付近の視覚障害者が利用しやすい位置に設置します。券売機は、車いす使用者が利用しやすいよう、券売機室改築時期にカウンター下部に蹴込みを設けます。サイン類は、設備更新時に標準案内用図記号を用いた案内板を整備し、適切な大きさの標識を分かりやすい位置に設置できるよう検討します。

### (3) 整備目標

エレベーターの設置	(短期)
多機能トイレの設置	(短期)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	(短期)
内方線ブロックの設置	(短期)
駅構内の設備配置を示した触知図の設置	(短期)
可変式情報表示装置の設置	(短期)
情報案内サイン等の設置	(短期)
待合室の改善	(中～長期)
券売機における蹴込みの設置	(中～長期)

ただし、事業実施においては、国および地方公共団体の協調的財政補助を前提とします。

( 1 ) 基本的な考え方

本駅の改修によるバリアフリーに関する整備を行う場合には、公共交通移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインへの適合に可能な限り努めます。移動等円滑化された経路の確保には、道路と接する出入口から改札、多機能トイレ及び車両の乗降口までの間に、高齢者、障害者等をはじめあらゆる人が、安全かつ円滑に移動できる経路を設けます。また、駅に備えられる設備等については、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

また、橋上化等による駅舎の大規模な改修が行われる際には、バリアフリー整備ガイドラインで示される標準的な内容を満たしたバリアフリー化を行うものとします。

( 2 ) 整備方針

橋上化を含め、駅舎の整備手法について大山崎町としての案を策定中であり、案がまとまり次第事業者と協議を開始するものとします。

( 3 ) 整備目標

駅舎におけるバリアフリー化の推進（中期）

## バス関連（阪急バス、京阪シティバス、町）

### （１）基本的な考え方

バス車両は、車両更新時期に合わせて低床バスが導入される見込みとなっており、今後、高齢者、障害者等が円滑に利用できる環境が整備されていくと考えられます。また、バスの乗降を円滑に行うには、道路やバス停のバリアフリー化が重要となることから、バス事業者及び道路管理者と協力しながら、乗降が円滑に行えるようバス停の整備に努めます。

### （２）整備方針

#### 車両（バス事業者）

車いす固定スペースやスロープを設置した低床バス車両の導入を推進します。

#### バス停及び情報提供等（バス事業者及び町）

通行に支障のあるバス停の標識については移設または、埋め込み式のものと変更することを検討し、歩行経路の確保に努めます。

バス停に掲示している時刻表については、文字の拡大等により見やすい表示となるよう改善に努めます。

低床バス導入の際には、低床バスの運行状況がわかるよう、運行時間帯のバス停への表示やインターネットを活用した情報提供に努めます。

### （３）整備目標

#### 阪急バス

車いすスペースやスロープを設けた低床バスの導入	（中期～長期）
バス停標識における表示の改善	（短期）
低床バスの運行状況が分る情報の提供	（中期～長期）

#### 京阪シティバス

車いすスペースやスロープを設けた低床バスの導入	（長期）
バス停標識における表示の改善	（短期）
低床バスの運行状況が分る情報の提供	（長期）

#### 町及びバス事業者

バス停の移設等による歩行経路の確保を検討	（短期）
----------------------	------

## 2. 建築物等のバリアフリー化に関する整備方針と整備目標

### (1) 建築物の基本的な考え方

本町の建築物におけるバリアフリーに関する整備では、建築物移動等円滑化基準への適合に可能な限り努めます。また、建築物移動等円滑化誘導基準や京都府福祉のまちづくり条例、及び京都府福祉のまちづくりガイドラインに沿った整備を目指すものとし、よりよいバリアフリー整備に努めます。

道路と接する出入口及び車いす利用者用駐車場から各施設における主な居室や多機能トイレ等まで、円滑化された移動経路を確保するとともに、設備等については、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

#### 大山崎町役場

### (2) 整備方針

#### 移動経路

公共用通路(道路等)から出入口を通じて案内係もしくは案内板までの経路において、視覚障害者誘導用ブロックの整備を図ります。

正面玄関と車いす利用者用駐車施設をつなぐスロープの上下端部には点状ブロックを敷設します。

視覚障害者誘導用ブロックの整備時期に合わせて、床面とブロックの明度、色相又は彩度の差が大きいブロックへと改修します。

敷地内通路にある目のあらいグレーチングは、細目で滑りにくいグレーチングへと改修します。

駐車場や玄関付近における舗装材は、改修時期に合わせて滑りにくい舗装へと改修します。

#### 設備

現在設置されている多機能トイレのうち一つ以上をオストメイト対応の多機能トイレへと改修します。

トイレ床面は必要に応じて滑り止め加工等を行います。

#### 案内標識等

車いす利用者用駐車施設における「身体障害者専用」との表示を、「車いす利用者用駐車施設」等の表示へと変更します。

### (3) 整備目標

視覚障害者誘導用ブロックの整備及び改修	(短期)
目のあらいグレーチングの改修	(短期)
駐車場及び敷地内通路等における舗装材の改修	(長期)
オストメイト対応多機能トイレへの改修	(短期)
トイレ床面の改善	(中期)
車いす利用者駐車施設の標識の改修	(短期)

(4) 整備方針

移動経路

公共用通路（道路等）から案内係もしくは触知図案内板までの経路において、視覚障害者誘導用ブロックを改修します。

新館と旧館を結ぶスロープにおいては、手すりの設置を行います。

スロープ斜面に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックについては撤去します。

設備

新館の多機能トイレは、オストメイト対応の多機能トイレへと改修し、手すりを可動式のものへと変更します。また、トイレ扉は軽くて開けやすい扉へと改修します。

旧館男子トイレにおいては、受け口が35cm以下の小便器へと改修します。

トイレ床面は必要に応じて滑り止め加工等を行います。

新館にエレベーターを設置します。

旧館の正面出入口は自動ドアへ改修します。

案内標識等

多機能トイレ付近には、主要な動線から見えやすい位置に、あらゆる人にわかりやすい標識の設置を行います。

その他

新館スロープ付近に車いす使用者用駐車施設を整備します。

旧館正面スロープ上に設置されている喫煙所は、移設します。

旧館正面出入口においては、ガラス扉が見えやすくなるよう工夫を行います。

(5) 整備目標

視覚障害者誘導用ブロックの改修	(短期)
新館と旧館を結ぶスロープへの手すりの設置	(短期)
新館多機能トイレをオストメイト対応へ改修	(短期)
オストメイト対応とした多機能トイレへの標識の設置	(短期)
旧館男子トイレの改修	(中期)
トイレ床面の改善	(中期)
旧館正面出入口における自動ドアへの改修	(長期)
旧館正面出入口ガラス扉等における視認性の向上	(短期)
車いす使用者用駐車施設の整備	(短期)
新館エレベーターの設置	(長期)

(6) 整備方針

移動経路

車いす利用者等にも利用しやすいよう、道路から玄関までの経路における段差を解消します。 1

設備

1階女子トイレの和式便座については、洋式便座へと改修します。

案内標識等

玄関部に設置されている音響案内設備については修繕を行い、視覚障害者へのよりよい誘導を図ります。

多機能トイレの付近には、誰でも利用できるトイレであることの表示及び多機能トイレの標識を設置します。男女トイレの利用が困難な利用者へ利用を促します。

その他

2階への移動が困難な高齢者、障害者等が利用する検査等については、1階で実施するよう努めます。

(7) 整備目標

道路と敷地内通路の間に生じている段差の解消	(H19 実施)
和式便座の洋式便座化(1箇所のみ)	(H19 実施)
高齢者、障害者等が利用しやすい検査の実施場所の検討	(継続実施)

1 衛生面における事情により、玄関から室内への移動には室内用車いすへの乗換えによる移動とします。

( 8 ) 整備方針

移動経路

視覚障害者誘導用ブロックの連続した敷設により、受付窓口への誘導を行います。  
なごみの郷へ通じる敷地内通路においては、舗装整備の際に透水性舗装へと改修します。  
玄関付近及びスロープの上下端へ視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。また、なごみの郷へ通じる敷地内通路の誘導用ブロックを改修します。

設備

オストメイト機能が設けられた多機能トイレを整備します。

案内標識等

多機能トイレの付近には、車いす利用者等が利用できるトイレであることを表示する標識を設置します。

その他

和室となっている居室のうち、少なくとも一以上は洋室へと改修を行います。  
居室入口付近の段に生じている出っ張りについては、利用者の意見を考慮の上、必要に応じて解消を図ります。

( 9 ) 整備目標

視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修	( 短期 )
敷地内通路における舗装の改修	( 中期 )
オストメイト対応多機能トイレの整備	( 短期 )
居室入口付近における段の出っ張りの改修	( 短期 )
一部の和室を洋室へ改修	( 中期 )

### 3. 道路のバリアフリー化に関する整備方針と整備目標

#### 生活関連経路

##### (1) 基本的な考え方

生活関連経路はあらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、道路移動等円滑化基準及び道路の移動円滑化整備ガイドラインに沿った道路整備を目指します。また、音響式信号機への改良等の交通安全施設の整備について検討し、より一層の安全性の向上を目指します。

##### (2) 整備方針

項目	方針
歩道等の幅員	有効幅員 2m以上を確保します。ただし、周辺の状況等によりやむを得ない場合は 1.5m以上とします。
歩道等の舗装	歩道舗装を行う際には、雨水を地下に浸透させる構造とし、平坦で、滑りにくい仕上げとします。
こう配	縦断勾配は 5%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は 8%以下とします。 横断勾配は 1%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は 2%以下とします。
歩車分離	車道等に対する高さが 15cm 以上となるよう縁石線を設けることを基本とし、必要に応じて、縁石及び柵等による分離を検討します。
歩道等の高さ	車道等に対する歩道等の高さは 5cm を標準とし、バス停留所及び宅地への車両乗入部を考慮して定める。(バス停は 15cm とする)
交差点等	歩車道段差は 2cm 以下とし、車いすが転回できる平坦部を確保します。 横断歩道接続部以外は縁石や柵等を設置します。 歩道等と車道等の接続する部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
車両乗入部	横断勾配 1% (2%) 以下の部分の幅員を 1m以上確保します。
視覚障害者誘導用ブロック	1.5m以上の幅員が連続して確保される歩道には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、線状ブロックは、極力直線的になるように敷設します。 視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、周囲の色と対比しやすいものとします。
休憩施設	歩道等の幅員や沿道の状況を考慮した上で、必要に応じてベンチ等を設置します。
交通安全施設	生活関連施設間を結ぶ道路で横断が生じる場合には、音響式信号機への改良を検討します。 経路上、安全に横断することが必要な場所については、道路標識等の設置や改善を検討します。
その他	グレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。 道路の整備時期に合わせて、電線類の地中化や電柱の集約化、移設等を検討します。 通行の支障となる放置自転車、沿道店舗の看板、生け垣等の撤去及び指導を行います。 違法駐車車両の取り締まり及び広報啓発活動を継続して実施していきます。

は道路管理者による整備方針

は公安委員会による整備方針

( 3 ) 整備目標

府 道

府道 大山崎大枝線

歩道の改修 ( 短期 )

府道 大山崎大枝線

歩道の改築 ( 短期 )

音響式信号機への改良を検討 ( 短期 )

府道 西京高槻線

歩道の改修 ( 短～中期 )

歩道の改築 ( 中期 )

府道 西京高槻線

歩道の改修 ( 短～中期 )

歩道の改築 ( 長期 )

府道 西京高槻線

歩道の改修 ( 短期 )

運転者への注意喚起を促す道路標識の改良等を検討 ( 短期 )

府道 西京高槻線

歩道の改修 ( 短期 )

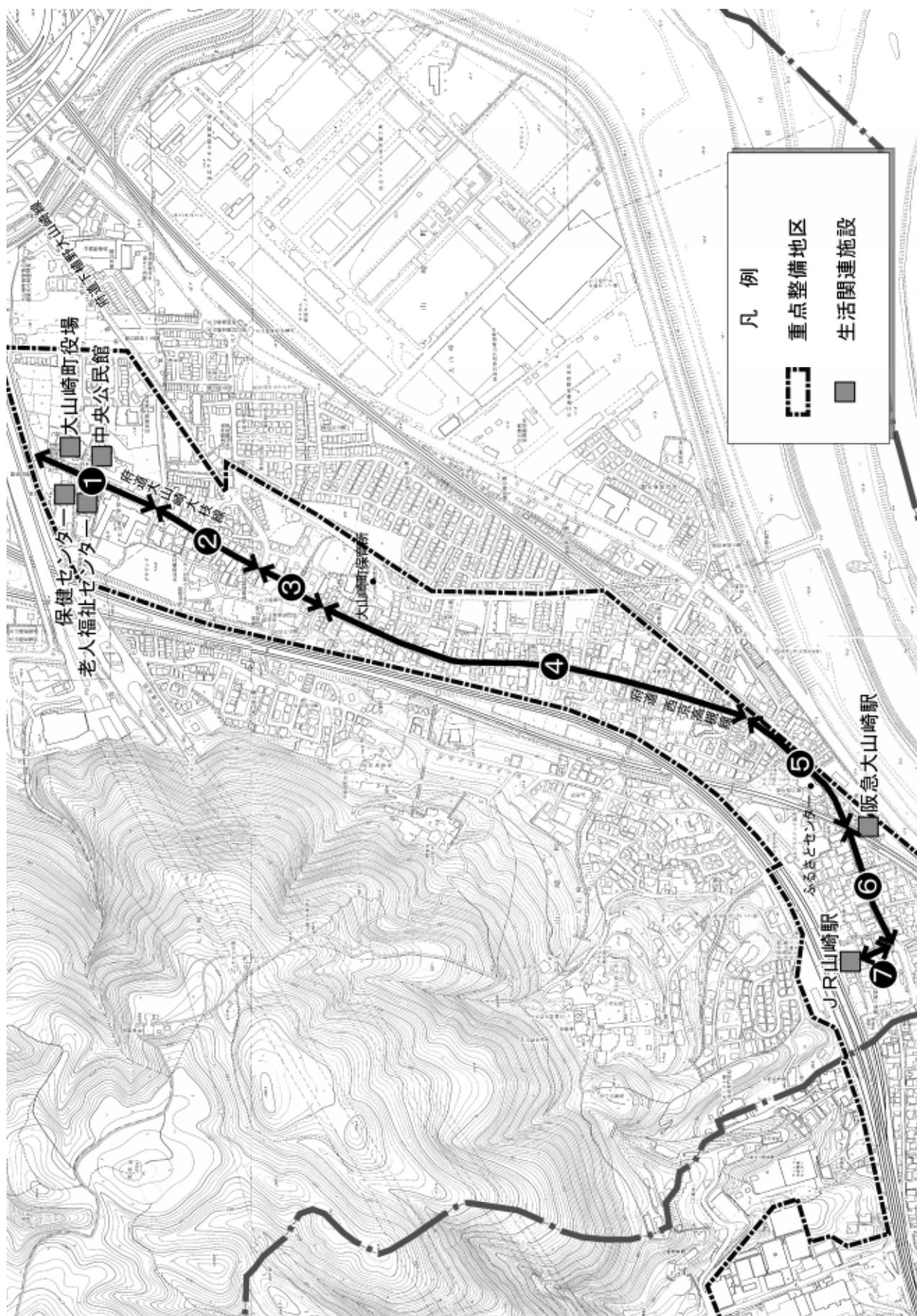
歩道の改築 ( 長期 )

町 道

町道大山崎円明寺線 ( 町道 1 号線 )

歩道の新設 ( 長期 )

【生活関連経路 路線番号図】



## 準生活関連経路

### (1) 基本的な考え方

生活関連経路を補完する経路であることから、歩道が設置されている道路では、生活関連経路の整備に関する整備方針に準じた整備を図っていきます。また、歩道が設置されていない道路では、車両の減速を誘導するような措置を図るなど、交通安全施策と併せて安全性の向上を目指します。

### (2) 整備方針

項目	方針
幅員	有効幅員 1.0m以上を確保するものとし、車いすのすれ違いが可能となる場所を適宜確保します。
舗装	歩道舗装を行う際には、平坦で、滑りにくい仕上げとします。
こう配	縦断勾配は 5%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は 8%以下とします。 横断勾配は 1%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は 2%以下とします。
歩車分離	車道等に対する高さが 15cm 以上となるよう縁石線を設けることを基本とし、必要に応じて、縁石及び柵等による分離を検討します。
歩道等の高さ	車道等に対する歩道等の高さは 5cm を標準とし、バス停留所及び宅地への車両乗入部を考慮して定める。(バス停は 15cm とする)
交差点等	歩車道段差は 2cm 以下とし、車いすが停車できる平坦部を確保します。 横断歩道接続部以外は縁石や柵等を設置します。 歩道等と車道等の接続する部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
車両乗入部	横断勾配 1% (2%) 以下の部分の幅員を 1m 以上確保します。
視覚障害者誘導用ブロック	歩道幅員及び路線の利用状況により、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック)の敷設を行います。また、線状ブロックを敷設する際には、極力直線的に敷設します。 視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、周囲の色と対比しやすいものとします。
休憩施設	歩道等の幅員や周辺の状況を考慮した上で、必要に応じてベンチ等を設置します。
交通安全施設	経路上、安全に横断することが必要な場所については、道路標示等の設置や改善を行います。
その他	グレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。 道路の整備時期に合わせて、電柱の集約化や移設等を検討します。 通行の支障となる放置自転車、沿道店舗の看板、生け垣等の撤去及び指導を行います。 歩道の設置が困難な道路においては、歩行者の安全性向上のあり方について検討します。

(3) 整備目標

府 道

府道 下植野大山崎線

歩道の改修（短期）

町 道

町道 11 号線

歩道の改修（短期）

町道 28 号線

歩道の改修（中期）

横断歩道の設置の検討（短期）

町道 52 号線

カラー舗装等による歩行者の安全性向上の検討（短期）

【準生活関連経路 路線番号図】



#### 4. その他の事業に関する整備方針と整備目標

##### JR 山崎駅前広場

JR 山崎駅前広場は、駅舎の整備手法と合わせて、大山崎町としての案を策定中であり、案がまとまり次第事業者と協議を開始するものとします。

## 1.心のバリアフリーの推進

## (1) 町民の責務としての心のバリアフリー

平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」において、国民の責務の項目が設けられ、心のバリアフリーに関する取り組みの重要性が明記されました。

心のバリアフリーは、高齢者、障害者等に対する理解及び協力のことであり、高齢者、障害者等が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、バリアフリー化されたまちを実現していくには、道路や建物等の「ハード」の整備だけでなく、同時に、町民の理解や協力による「ソフト」の整備があってこそ、安心して外出できる環境が確保されることとなります。

## (2) 心のバリアフリーに関する意見及び課題

アンケート調査やヒアリング調査等においても心のバリアについて指摘が見られ、心のバリアと考えられるものの種類は様々なところで問題となっているほか、ひとりひとりが取り組むことで解決できるものや、協力しながら解決していかなければならないものなど多岐にわたります。

対 象	心のバリアに対する意見
公 共 交 通	電車の乗降時には、車いす使用者でもころよくサポートをしてくれて気持ちが良い。
道 路	道路上にはみ出す障害物で幅員が狭くなる(生け垣、プランター等) 歩行経路上に違法駐停車があり、歩道を歩けない 歩行者に配慮した自動車、自転車等の運転マナーの向上
公 園	町民の誰もが気持ちよく遊べる公園があればよい
情 報 コミュニケーション	あらゆる人に分かりやすいサイン等の整備や大きくてわかりやすい文字の表示などの対応が必要

## (3) 心のバリアフリー推進に向けた具体的な取り組み方針

本町で平成19年3月に策定した「大山崎町障害者計画」では、基本的視点のひとつとして、「理解と交流の促進」をあげており、心のバリアフリーを推進していくうえでも重要な視点となると考えられます。また、交流の場へ参加を促すためにも、広報・啓発活動等を推進するとともに、障害者等が参加しやすいソフト面における環境整備にも取り組みます。

## バリアフリーに対する広報・啓発活動等を推進します

心のバリアフリーへの理解を促進するため、心のバリアについて具体的な例を紹介するなど、広報誌やホームページ等を通じて町民に広く知ってもらうことで、ひとりひとりの意識を高めます。また、バリアフリー整備の進捗などについて公表することにより、バリ

アフリー化された施設等の利用を促します。このほか、心のバリアフリー体験等の交流の場への参加が促進されるよう、情報発信や伝達方法等について研究していくとともに、バリアフリーに関連する講演会の開催や定期的な町内のバリアフリー点検調査や意見交換会を行うなど、バリアフリーに対する意識の高揚を図ります。

#### 福祉施策との連携による自立と社会参加のためのバリアフリー促進

筆談による対応や、バリアフリー整備だけでは十分な移動や施設利用が困難な人に対しサポート等を行うなど、可能な限り多くの人々が日常生活・社会生活を行える仕組みづくりを進めます。また、手話通訳者の育成や緊急時における障害者等への対応方法を確立するなど、コミュニケーションに係るバリアフリー化を推進していくことにより、自立と社会参加を促す環境づくりに取り組みます。

#### 心のバリアフリーが実践されるよう、協力を呼びかけます

心のバリアフリーの実現には、障害のある人とない人の交流に加え、高齢者から幼年者までの幅広い世代の参加による相互理解が望まれます。また、交流を通じて醸成された心のバリアフリーが実践されるように協力を求めています。

具体的には、歩道に乗り上げて駐停車しようとしている車両や、放置自転車、歩道にはみだした生け垣や歩道上のごみ集積場、商店の看板やのぼりといった、個人により取り組むことが可能な心のバリアフリーについて、住民相互による住まい方のルールづくりなどの協力を呼びかけていくほか、自転車や自動車による通行マナーの向上を呼びかけていきます。

## 2. 町全域におけるバリアフリー化への取り組み

本町においては、事業の効率的な推進の観点から、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進する地区として重点整備地区を設定しバリアフリー化を推進することとしています。そのため、前章では「重点整備地区で実施する事業の整備方針と目標」を定めており、今後はこれに基づいた計画が立てられ事業が実施されることとなります。しかし、バリアフリー化が必要な範囲は重点整備地区のみではなく、町全域を対象として取り組む必要があります。

### (1) 生活関連経路以外の道路の整備

重点整備地区における生活関連経路としていない道路や、重点整備地区外にある道路においても、維持修繕時や改築時にバリアフリー化に努めます。既設の道路では、道路沿道に立地する宅地の状況等により、幅員や勾配の緩和が困難な道路もあるため、維持修繕時における取り組みでは、可能な範囲で道路の移動等円滑化基準に適合した整備に努めていきます。

### (2) 生活関連施設ではない町建築物等のバリアフリー化

生活関連施設として選定していない公共建築物は、新築もしくは建替時には基準に適合した建築物となるよう義務が課せられています。しかし、既存の建築物において、建築物移動

等円滑化基準に適合した整備を行うことは困難であり、今後は、設備等の更新時期に合わせて基準及び京都府福祉のまちづくり条例に適合した施設の整備に努めます。ただし、小規模な段差の解消やわかりやすいサインの設置等、比較的容易に行えるバリアフリー化については、積極的に取り組みます。このほか、都市公園等においても、段差の解消等のバリアフリー化に努めます。

学校においては、災害時における避難場所として指定されていることから、あらゆる人が一時的に生活できる施設として整備を図る必要があるほか、障害児が地域で学べるよう一定の整備を図ることが望まれます。このような考えから、本町においては、学校のバリアフリー化に努めます。

### (3) 民間建築物等のバリアフリー化

アンケート結果においても、小売店舗等の生活利便施設の利用頻度が高く、不特定多数の人又は主に高齢者、障害者等が利用する特別特定建築物にあっては、民間建築物であってもバリアフリー化の重要性は高いと考えられます。バリアフリー新法においても、特別特定建築物においては、建築主等による基準適合への努力義務が課せられていることから、特にバリアフリー化の必要性が高いと考えられる建築物については、改善への要望等を行っていきます。

### (4) 文化財や観光等におけるバリアフリー化

本町の特色である文化財や自然環境等においても、一定のバリアフリー化を図っていくことは必要であると考えられます。しかし、文化財における保護的な観点や、自然環境における環境保全及び安全確保の観点も重要であることから、市街地におけるバリアフリー化と同等の整備を行っていくことは困難になります。現段階においては、文化財や自然環境等におけるバリアについては、その状況についての情報提供を行うなどの対策を行っていくこととし、今後は、対応可能なバリアフリー化方策について検討していきます。

### 3. 今後の推進方策

#### (1) 町民、施設設置管理者等と行政の協働による推進

本基本構想に基づき、一体的かつ総合的なバリアフリー化を図るためには、町民、施設設置管理者等と行政が連携を図りながらバリアフリー化を進めていくことが重要であり、整備にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検・評価及びその後の事業への反映等の仕組みを確立することが求められます。

このため、基本構想の推進にあたっては、各々が下記の役割を踏まえ、相互に協力してバリアフリー整備に努めるものとします。

#### 【 町民、施設設置管理者等、行政等の役割 】

町民 の役割	バリアフリー化に関する交流の場への積極的な参加 日常生活におけるバリアフリーに配慮した行動の心掛け 各事業者のバリアフリー化に対する協力
施設設置 管理者等 の役割	バリアフリー化の実施 バリアフリー化にあたっての利用者の意見聴取及び集約 職員、従業員のバリアフリーに対する教育活動の推進
国の役割	バリアフリー化に対する調査及び研究開発の促進 バリアフリー化に対する情報提供 バリアフリー化に対する支援措置 国民のバリアフリー化に向けた啓発・教育活動の推進
京都府 の役割	バリアフリー化に対する情報提供 バリアフリー化に対する支援措置 府民のバリアフリー化に向けた啓発・教育活動の推進
大山崎町 の役割	庁内関係部局の連携によるバリアフリー化推進体制の確立 バリアフリー化に対する支援措置 町民のバリアフリー化に向けた啓発・教育活動の推進

#### (2) 社会情勢変化への柔軟な対応

本町の北部に位置する円明寺地区周辺では、京都第二外環状道路及び側道の整備が進められると同時に、阪急新駅の設置が検討されるなど、現況の交通形態や土地利用等を大きく変える可能性のある事業が進行しています。また、本町西側に隣接する島本町においては、島本町バリアフリー基本構想を策定することとしており、その中で、本町に隣接した重点整備地区を設定することとしています。このような町周辺で生じている大きな社会的変化は、現在重点整備地区に含まれていない地区においても一体的なバリアフリー化の推進が必要となることから、基本構想の見直しを適宜検討します。また、高齢者や障害者等を取り巻くバリアフリーに関する環境は変化し続けており、新たな法制度や技術的变化に対しても、必要に応じて基本構想の見直しを図ります。

### ( 3 ) 継続した取り組み ( スパイラルアップ ) への体制づくり

バリアフリー化の推進にあたっては、社会情勢変化への柔軟な対応が必要となることから、長期間にわたる継続した取り組みが重要となります。このため、本基本構想に掲げた事項以外のことについても、町はもとより、町バリアフリー協議会において、下記事項をはじめとする取り組みを引き続き行うことにより、本基本構想の理念の実現に努めていきます。

#### 大山崎町

多様化する住民のニーズを適切に把握し、バリアフリー化の取り組みに円滑に反映していけるよう担当窓口を設けるとともに、ノーマライゼーションのまちを町民と協働し実現していくために、推進主体となる町民組織の設立誘導及びその支援を行います。

#### 大山崎町バリアフリー協議会

本基本構想策定後であっても、基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、引き続き協議会を設置し、大山崎町におけるバリアフリー化の推進に積極的に関与します。

### ( 4 ) 平成 22 年までの重点的な取り組み

移動等円滑化の促進に関する基本方針で定められる移動等円滑化の目標である平成 22 年までに、可能な限りのバリアフリー化を実現するため、上記に記載したスパイラルアップの取り組みについて、本基本構想策定後 3 年間を特にバリアフリーに関する意識の高揚等を図る期間 ( 重点推進期間 ) として、積極的に取り組むものとしします。

# 参 考 資 料

資料1 . 大山崎町バリアフリー協議会設置要綱 -----	参 - 1
資料2 . 大山崎町バリアフリー協議会委員名簿 -----	参 - 2
資料3 . 大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会設置要項 -----	参 - 3
資料4 . 大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員名簿 -----	参 - 4
資料5 . 大山崎町バリアフリー基本構想策定の体制 -----	参 - 5
資料6 . 用語の説明 -----	参 - 6



## 資料1.大山崎町バリアフリー協議会設置要綱

大山崎町告示第34号

大山崎町バリアフリー協議会設置要綱を次のように定める。

平成19年8月1日

大山崎町長 真鍋 宗平

大山崎町バリアフリー協議会設置要綱  
(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、同法第25条第1項に規定する基本構想として、大山崎町バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、大山崎町バリアフリー協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、法第26条第2項各号に掲げる者について、町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、政策推進室において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

資料2.大山崎町バリアフリー協議会委員名簿

区分	種別	氏名	所属団体・役職等	備考	
委員	学識経験者	飯田 克弘	大阪大学大学院准教授	会長	
	公募委員	阪本 広	公募町民	副会長	
	町民委員	森田 肇	大山崎区区長		委員
		小泉 興洋	円明寺区区長		〃
		並川 正和	下植野区区長		〃
		蔦谷 重直	商工会代表		〃
		尾崎 光年	社会福祉協議会代表		〃
		北村 元一	長寿会連合会代表		〃
		小西 和子	身体障害者協会代表		〃
		中野 史子	知的障害者育成会代表		〃
		長谷川里美	P T A連絡協議会代表		〃
		学識経験者	石田 易司	桃山学院大学教授	〃
	公共交通 事業者	春名 幸一	西日本旅客鉄道株式会社		〃
		中川 元宏	阪急電鉄株式会社		〃
		上床 隆司	阪急バス株式会社		〃
		笠松 俊夫	京阪シティバス株式会社		〃
	公安委員会	吉川 孝司	向日町警察署 (※19年10月12日から)		〃
		羽田 哲也	同上 (※19年10月11日まで)		〃
	道路管理者	中野 隆文	京都府乙訓土木事務所		〃
		岡本 良行	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所		〃
	大山崎町	勝瀬 光裕	理事 (総務担当)		〃
		長谷川彰男	理事 (建設水道担当)		〃
		山田 繁雄	まちづくり推進室室長		〃
		塚本 浩司	福祉推進室室長		〃
		高田 正治	経済環境室室長		〃
	オブザーバー	下畑 賢治	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局		
		平山 哲男	京都府山城広域振興局副局長		
事務局	大山崎町 政策推進室	矢野雅之	室長		
		蛭原 淳	政策企画グループリーダー		
		中村 茂樹			

### 資料3. 大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会設置要綱

大山崎町告示第35号

大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成19年8月1日

大山崎町長 真鍋 宗平

大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大山崎町バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) その他関連する事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 町長
- (2) 理事
- (3) 教育次長
- (4) 総務室長
- (5) 福祉推進室長
- (6) 健康・児童推進室長
- (7) 経済環境室長
- (8) まちづくり推進室長

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、町長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、理事（総務担当）をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、政策推進室において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

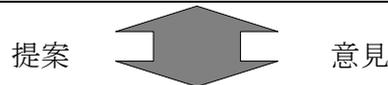
この要綱は、告示の日から施行する。

資料4. 大山崎町バリアフリー基本構想策定庁内検討委員名簿

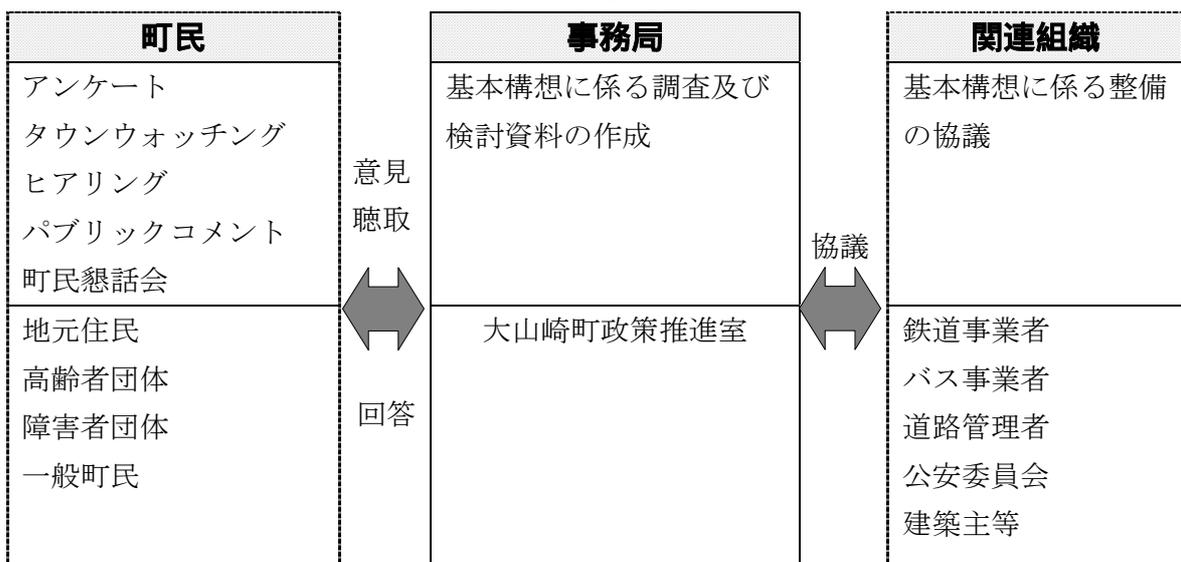
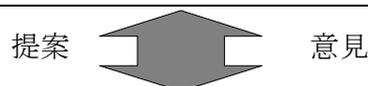
職名等	氏名	備考
町長	真鍋宗平	委員長
理事	勝瀬光裕	副委員長
理事	長谷川彰男	委員
教育次長	大河内勝己	〃
総務室長	上野隆	〃
福祉推進室長	塚本浩司	〃
健康・児童推進室長	小国俊之	〃
経済環境室長	高田正治	〃
まちづくり推進室長	山田繁雄	〃
政策推進室長	矢野雅之	事務局
政策企画リーダー	蛭原淳	〃
政策企画グループ	中村茂樹	〃

資料5. 大山崎町バリアフリー基本構想策定の体制

<b>大 山 崎 町 バ リ ア フ リ ー 協 議 会</b>	
基本構想策定に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整	
構成員：学識経験者	
町民	(地元住民代表、高齢者団体代表、障害者団体代表、商工会代表、社会福祉協議会代表、PTA連絡協議会代表、公募町民)
公共交通事業者	(西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪急バス株式会社、京阪シティバス株式会社)
道路管理者	(国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所、京都府乙訓土木事務所、大山崎町)
公安委員会	(京都府向日町警察署)



<b>大 山 崎 町 バ リ ア フ リ ー 基 本 構 想 庁 内 検 討 委 員 会</b>	
基本構想案の作成及び関連する事項	
構成員：町長、理事、教育次長、総務室長、福祉推進室長、健康・児童推進室長、経済環境室長、まちづくり推進室長	



## あ

**移動等円滑化基準**

バリアフリー新法に基づき、移動及び施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して定めたもので、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」（各項目参照）などがあります。

**横断こう配**

排水などのために道路面に付けられている勾配で、進行方向に向かって右から左へ、または左から右へつけられているこう配です。

**音響式信号機**

音響により、横断可能な信号表示（青、赤）となっていることを視覚に障がいのある人に知らせるための装置です。現在、擬音式（ピヨピヨ、カッコー）とメロディー式の2種類が採用されており、擬音式のうち、対面するスピーカーから時間差で擬音を発することによって、視覚に障がいのある人が横断方向を把握しやすくなる「異種鳴き交わし方式」（ピヨ→ピヨピヨ、カッコー→カカッコー）の装置の設置が進んでいます。

## か

**ガイドライン**

交通バリアフリー法の移動円滑化基準に基づいてバリアフリー化の考え方や具体的な整備方法等が示されたもので、下記のようなガイドラインが定められています。

1. 公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン（発行：交通エコロジー・モビリティ財団）
2. 道路の移動円滑化整備ガイドライン（監修：国土交通省 発行：（財）国土技術研究センター）

**グレーチング**

鋳鉄や鋼鉄製の金物でできた網状のふたで、歩行者などの転落を防止するために側溝の上に設置するもの。

**建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準**

建築物移動等円滑化基準は正式名称を「移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準」といい、廊下、便所などの建築物内やその敷地内についてバリアフリー化を図るうえで守るべき基準が示されています。

一方、建築物移動等円滑化誘導基準は、より望ましい基準を示したもので、この基準に合致し、認定を受けた特定建築物は容積率の特例などの措置を受けることができるほか、移動円滑化誘導基準に適合した建築物であることを建物等に表示することができます。

**建築物特定施設**

建築物やその敷地に設けられる施設で出入口、廊下等、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場などがあります。

## 公共交通移動等円滑化基準

正式な名称は「移動等円滑化のために必要な旅客施設または車両等の構造及び設備に関する基準」であり、旅客施設のエレベーターやトイレなどの設備に関する基準のほか、鉄道やバスの車両について移動等円滑化を図っていく基準が示されています。

## 交通バリアフリー法

高齢者や身体障害のある人等、身体機能面で日常生活や社会生活に影響を受ける人の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進することを目的として、平成 12 年 5 月に制定された法律の通称。正式には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」といいます。

## 高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の人口比率のことをいいます。

## さ

## サイン

サインにはしるし、符号、表示、掲示、標識の意味があります。サインを適切に配置することにより、人は自分の位置を確認できたり、施設や設備の位置を把握することができたりすることで、円滑な移動や施設の利用が可能になります。

## 視覚障害者誘導用ブロック

視覚に障がいのある人が杖や足の裏の触覚でその存在や大まかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれます。注意喚起のための点状ブロックと、行く先を誘導するための線状ブロックがあります。

## 施設設置管理者等

施設設置管理者とは公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等の施設のバリアフリー化を行う事業者をいいます。また、施設設置管理者等の「等」は公安委員会を含んで呼ぶときに使用します。

## 車両乗り入れ部

車両が民地（駐車場）等に乗入れるため、歩道の一部を斜めに切り下げている場所です。車いすの利用者が歩道を通行するとき、この斜めの部分を通行すると車道側に流されてしまう恐れがあるため、平坦部を 1m 以上確保するよう工夫することが大切です。



【車両乗り入れ部】

## 縦断勾配

道路面に付いている進行方向の勾配。

### 重点整備地区

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であるほか、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要とされ、かつ移動等円滑化のための事業を重点的、一体的に実施することが有効な地区をいい、おおむね 400 ヘクタール未満の区域とします。

### スパイラルアップ

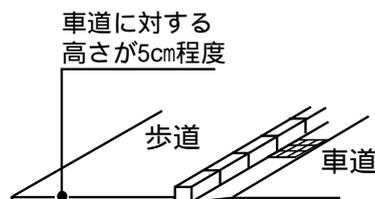
移動等円滑化を図るうえで、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに生かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展。

### 生活関連施設、生活関連経路

生活関連施設とは、高齢者、障害のある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設であり、生活関連経路とは、生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場や建物内および敷地にある通路などのことです。

### セミフラット形式

従来、主に用いられてきたマウントアップ構造で発生しやすかった車両乗入部での歩道の波打の解消や、交差点周辺でのすりつけこう配の緩和を図るため、歩道の高さを車道に対して 5 c m 程度とした歩道形式です。



## た

### タウンウォッチング

まちを実際に歩き、良いところや問題点を発見し、まちづくりのアイデアを見つけ出していくこと。

### 多機能トイレ

車いす利用者だけでなく、オストメイト（人工肛門や人工膀胱の保持者）、乳幼児連れの家族、妊婦、高齢者等が利用可能な複数の機能を有したトイレ。

### 低床バス

通常のバスより床面が低いバス。地面から床面までが 55cm 程度で乗降ステップが 1 段のワンステップバスと 25～30cm 程度で乗降ステップのないノンステップバスがあります。

### 透水性舗装

歩道において、水がたまらないように雨水を地下に円滑に浸透させる構造を持った舗装。

### 道路移動等円滑化基準

道路移動等円滑化基準は正式名称を「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準」といい、道路のバリアフリー化を図るための基準が示されており、歩道の幅員や舗装、勾配などについて記述されています。

### 特定事業計画

施設設置管理者等が、バリアフリー基本構想に即して実施する事業について具体的な事業内容やスケジュール等を定める計画。新バリアフリー法においてバリアフリー基本構想策定後に各施設設置管理者等が定めることが規定されています。

### 特定旅客施設

おもに1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設をいいます。本町ではすべての駅がこれに該当します。なお、特定旅客施設も生活関連施設に含めることができます。

### 特定建築物、特別特定建築物

特定建築物は、多数の者が利用する建築物で法令に定められたものをいい、学校、病院又は診療所、集会場などがあります。特別特定建築物は、特定建築物のうち不特定多数の者が利用するもの及び主として高齢者、障がいのある人等が利用するもので、盲学校・聾学校又は養護学校、病院又は診療所、集会場などがあります。

### 都市公園

都市公園法で定められた公園や緑地で、都市計画上必要な施設として定められたものか、都市計画区域に設置するもので、本町では児童公園以外の公園や緑地が該当します。

な

### ノーマライゼーション

障害を持つ人も、持たない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支えあいながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方です。

### 内方線ブロック

ホームの縁端には視覚に障がいのある人の転落を防止するため点状ブロックが敷設する必要があります。しかしながら、点状ブロックは正方形で方向性を持っていないため、視覚に障がいのある人は自分がいる位置の左右どちら側が線路側となるのか方向感覚を見失いがちです。内方線ブロックは右図のように点状の突起とは別に、線状のものを追加し、方向性を認識しやすいようにしたものをいいます。



は

### ハートビル法

誰もが利用しやすい建物をつくることを目的として、多数の人が利用する建物について施設整備基準等を定めた法律の通称です。正式には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」という名称です。

## バリアフリー

高齢者や障がいのある人、妊産婦、けが人等、身体的制約から移動に支障をきたす人の行動の妨げとなる障壁（バリア）を除去すること。広義には、段差解消等の物理的環境の改善だけでなく、人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアを除去することも含みます。

## ピクトグラム

伝えたいイメージが一見して理解できるよう、絵文字等により表現したサインのこと。交通エコロジー・モビリティ財団により 125 種類の標準案内用図記号が公表されています。



お手洗い



エレベーター

## 福祉タクシー

福祉タクシーとは、高齢者や障害のある人等、移動に制約がある人が家の出入口から病院・施設等の出入口まで移動が可能になるサービスとして、車椅子利用者や寝たきりの人の輸送を目的に車椅子・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両のことをいいます。

## や

## ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいことを初めから考慮してまちづくりやものづくり、しくみづくりを行う考え方をいいます。